

令和4年笠間市農業委員会第4回定例総会

[令和4年4月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
 - 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第10 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
 - 日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第13 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について
 - 日程第14 議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について
- 日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
- 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- 日程第11 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計

画の決定について

日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

日程第13 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

日程第14 議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

出席委員

1番	埴 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋 猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷 清二君
農業委員会事務局係長	廣瀬 美和子君

午後1時33分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより令和4年第4回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、3番青木勝照委員、並びに4番石川馨委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号1番、10番委員より報告願います。

○10番（菅井 亘君） 報告第1号の番号1について、調査結果を報告いたします。

4月22日、現地の調査を行いました。申請人等については、事業者側に電話で確認をしていました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、才木交差点から県道日立笠間線を北東に5キロメートル入った県道沿いでございます。近隣には、大池田郵便局がございます。申請地は、現在休耕の畑となっており、携帯電話基地局の設置計画で、農振区域内の整備計画変更及び、土地改良区との協議も交わされており、意見書等が添付されております。

なお、この事業届出の調査担当の立場から、工事側に対して、県道沿いで交通量も多いため、事故防止について十分注意するよう申し伝えておきました。

事業計画等も完備しておりますので、よろしく審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号4番、11番委員より報告願います。

○4番（石川 馨君） 番号2番につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。譲受人は遠方であるため、電話にて確認をしております。譲渡人は高齢であるため、娘さんに確認をしております。申請人、申請地等は、議案書に記載のとおりです。

場所は、宍戸ヒルズゴルフ練習場の北側であります。この申請は、1,252平米のうち4平米を、賃貸借にて携帯電話基地局設置のための転用になるものであります。練習場と休耕地であるため、周辺への影響はないと見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第1号 制限除外の農地の移動届に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、3ページになります。

番号1から3は、担い手の死亡により合意を解約するものです。この件につきましては、議案書21ページ、番号1から3及び5、6で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案で意見を求められております。

番号4は、農地集約のため合意を解約するものです。この件につきましても、議案書21ページ、番号4で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案で意見を求められております。

番号5は、売買のため合意を解約するものです。

番号6は、担い手の変更ため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書21ページ、番号7から13で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる農用地利用配分計画案で意見を求められております。

4 ページを御覧ください。

番号7は、地権者が自作するため、合意を解約するものです。

番号8は、法人化するため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書21、22ページ、番号17から39で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案で意見を求められております。

番号9は、農地集約のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書23ページ、番号49で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案で意見を求められております。

5 ページを御覧ください。

番号10は、地権者が自分で耕作するため、合意を解約するものです。

番号11、12、13は、新たな担い手が農地中間管理事業を利用しないため、合意を解約するものです。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号14番、15番委員より報告願います。

○14番（小沼 祐君） 番号1について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間第二小学校から南に1キロ離れたところにあります。届出地は、農道より低地のため、盛土をして低地を解消し利用したいために行います。

この改良によって周辺に及ぼす影響ですが、水道、農道については一切手を加えないので、周辺農地へ及ぼす影響はありません。このほかの関係書類についても完備されておりますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より報告願います。

○5番（伊藤孝洋君） 番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る4月23日、指名調査委員と届出人、届出人は電話にて確認をいたしております。届出人、届出地については、議案書のとおりであります。

届出地は、笠間市大淵の天神様の反対側100メートルくらいのところです。これは、去る令和3年8月29日に改良届が出された件です。それについて改良が終了していることを確認してきましたので、報告をいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2から11について、議席番号7番、16番委員より報告を願います。

○16番（大橋正義君） 調査番号2、3、4、5番につきまして、調査結果を御報告いたします。

4月25日に、指名調査委員2名と届出人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、稲田駅から北に3キロ入った新しい道路を造っている道路沿いです。埋立てた土は届出のとおりです。埋立て方法についても、計画のとおりです。隣接地の境、段差など、盛土の対策は十分なされています。作付については、8月頃、する予定です。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 私のほうは、6番以降、御報告いたします。

ナンバー6につきましては、4月25日に、指名調査委員2名と届出人立会いの下、現地を確認しました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

届出地につきましては、JR稲田駅南側の道で、新しい道路及び道路の拡張を行っているところです。届出どおりに改良行為が完了しており、野菜等の作付についてはまだしていませんが、速やかに作付するように確認をしてきました。以上です。

続いて、7も同一届出人で、場所につきましては、ナンバー6と同じように、JR稲田駅の南側でございます。届出地等については、議案書のとおりに改良行為を完了しており、野菜等の作付については、速やかにこれも行うということで確認をしております。

ナンバー8についても、このナンバー7の近くの土地でして、ここもやはり野菜の作付等はまだしていませんけれども、作付するということで確認をしてきました。

続いて、ナンバー9につきましては、やはり4月25日に、調査指名人2名と現地に行きまして、届出人につきましては、急遽私用がございましたので欠席ということで、電話連絡をしながら行いました。

場所につきましても、JR稲田駅の北側でございます。作付等につきましては、まだし

ていないんですけれども、栗苗を植えるということで、議案書のとおり改良行為が完了していることを確認してまいりました。

続いて、ナンバー10につきましても、やはりJR稲田駅の北側の場所でございます。改良行為についても議案書のとおり完了しております。作付につきましても、ネギ等の作付を行うということで確認をしてまいりました。

ナンバー11につきましても、このナンバー10と同じ、隣接する圃場でございます。土地改良の完了をしていることを確認してきました。作付につきましても、速やかに野菜等の作付をするということで確認をしてきました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

○議長（永田良夫君） 次に、議案の審議に入る前に、日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の一部について、申請人から取下願が提出されているため、事務局から議案の取扱いについて報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局のほうから報告いたします。

日程第7の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の番号9、10ページについてですが、両申請人から取下願の提出が、代理人を通して4月25日にあり、同日付で受付をいたしました。

議案書10ページの番号9につきましては、本総会で取下げを了承していただき、総会後に受理通知書を交付することとなります。

報告につきましては以上でございます。

○議長（永田良夫君） ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の番号9については、報告事項ですので、御了解をいただきたいと思っております。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線石井交差点を大郷戸方面に2キロメートルほど入った右側のところでした。申請の理由は、所有権の移転です。申請の詳細ですが、譲受人は現在耕作している土地の所有権を取得するため、譲渡人は、機械もなく、譲受人の購入の希望に応えるためとのことです。

譲受人は、農業機械、設備も完備しております。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続きまして、番号2について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、電話にて確認いたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に1キロメートルほど入った右側のところでした。転用の理由は、所有権の移転です。転用の詳細ですが、譲受人は農業経営の規模拡大をするため、譲渡人は農地中間管理機構の特例事業の用に供するためとのことです。

譲受人は、農業機械、設備等も完備しております。そのほか関係書類についてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 調査番号3番につきまして、調査結果を御報告いたします。

4月25日に、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、本戸公民館から南に約1キロ入ったところです。譲渡人は、知的障害者でもあり耕作ができないので、申請地の近くの水田耕作者である譲受人に買い入れてもらう、譲受人は、譲渡人からの申出に応じて買い受けし、水田耕作の拡大を図るということです。そのほか関係書類のとおりでございます。権利関係は、売買することに間違いありません。

以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4、5について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号4番につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日に、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者につきましては、電話にて確認をしております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

場所は、北関東道友部インターより、北へ400メートルぐらい入った辺りであります。譲受人の申請理由につきましては、賃貸借にて耕作をしてきたものを売買にて所有権の移転をすることで、お互いに合意が得られたための申請であります。

引き続き水稻を栽培するため、耕作を目的とした売買であり、機械、労働力、技術等においても適正と認められます。また、関係書類においても完備されており、許可相当と判

断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号5番につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日に、指名調査委員2名と譲受人、譲渡人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書の記載どおりです。

場所は、仁古田十字路より南西に200メートルのところになります。譲渡人理由は、高齢により耕作できず、また長年耕作していた譲受人に売りたいとのこと。譲受人も、譲渡人の要望に応えたいとのことでした。

取得後の申請地利用計画は、水稻を作付することであり、耕作を目的とした所有権移転であります。機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号6について、調査結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請場所は、メモリアルホール浄土会館から南に200メートル入ったところでございます。申請地の譲受人は、自宅と隣接になっており、譲渡人の母と長年にわたり一緒に農業を行っており、耕作するという目的で受けることになりました。譲渡人は、農業の経験もなく耕作不可能ということで、渡すことになりました。

なお、畑の耕作については、野菜の栽培を行っていくという話でございます。農業経験も長くあり、農機具等一式取りそろえてございます。

なお、譲受人は、譲渡人のおじでございます。

そのほか事業計画等においても完備しております。許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7から8について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○13番（山口忠栄君） 調査番号7番及び8番につきまして、関連しているため、一括で調査結果を御報告いたします。

4月23日に、指名調査委員及び推進委員と両者立会いの上、現地調査を行いました。なお、集積方法の一つの例として推進委員に同行を求めました。

申請地は、7番は、仲村地区の地区公民館の道反対の土地でございます。8番は、受人の宅地の隣接する土地でございます。両者とも耕作を便利にするためでございます。

農業従事者は3人おります。経営に見合った農機具もそろっております。申請地の主た

る作物は、7番は粟、8番はネギであります。地理的条件から見ても、効率的に耕作ができると判断します。日照、通風及び水利については、良好であります。権利関係については、交換にすることに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号10について、調査結果報告をいたします。

4月22日、指名調査委員2名、譲受人立会いの下に、現地調査を行いました。

申請地は、岩間工業団地から北へ1キロメートルくらいのところですが、申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。申請地の譲受人は、自作地の隣接になっており、規模拡大という目的で譲り受けることになりました。譲渡人は、耕作ができないため譲り渡すことになりました。

また、大規模な酪農家なので、農機具は大分持っております。このほかの関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から8及び10につきましては、第3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業

計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号1につきまして、調査の結果を御説明いたします。

4月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、大沢保育園の東側100メートルほどのところになります。変更の事由は、当初の計画において、令和3年9月28日付で許可を受けていたものですが、ウッドショック及び長引くコロナ禍により事業が難しくなり、計画を断念したとしております。それにより、長年の付き合いのある事業者が、貸家1棟から建売住宅2棟に変更の上、事業を承継するとしております。今総会におきまして、この後の議案第3号、5条、番号3での申請となります。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線石井信号を宇都宮方面へ2キロメートルほど入った左側のところでした。転用の詳細ですが、現在、隣接地で石材業を営んでおり、ストックヤードを求めているところ、地権者より譲渡のお話があり、購入に至ったとのことでした。

隣接状況ですが、南、北、西側、道路ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続きまして、番号2について、調査の結果を報告いたします。

4月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は売買です。

場所は、国道50号線金井信号を城里方面へ1キロほど入った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、太陽光発電事業用の土地を探していたところ、当該の土地が環境条件上ふさわしいと判断した、譲渡人は受人の要望に応えたとのことでした。

隣接状況ですが、東側水路、南側畑、西側畑、北側道路ということで、周囲への影響はありません。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3から5について、議席番号17番、18番委員より、調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号3から5につきまして、御説明いたします。

まず、番号3につきまして、調査の結果を御説明いたします。

本件につきましては、先ほど御説明しました5条計画変更後の申請でございます。

4月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、大沢保育園東側100メートルほどのところになります。譲受人の事由は、建て売り分譲地を探していたところ、折よく譲渡人からの申出があったためとしております。譲渡人の事由は、ウッドショックと長引くコロナ禍など昨今の状況を鑑みて、事業が困難であると判断し、譲受人に事業の承継を依頼したとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、西側、北側が宅地、南側が道路で、何ら問題はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては、公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号4につきまして、調査の結果を御説明いたします。

同じく4月22日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋公民館から南へ200メートルほどのところを、さらに西へ100メートルほど先の左手になります。譲受人の事由は、現在はアパートに居住していますが、子供が生まれ手狭になってきたため、自己住宅を新築したいとしております。譲渡人の事由は、譲

受人の要請により譲り渡したいとのこと。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、西側が宅地、北側が公道で、東側、南側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては浄化槽で処理後、敷地内処理とし、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号5につきまして、調査の結果を御説明いたします。

4月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部第二小のプールの向かい側のところでございます。譲受人の事由は、両親と同居することとなり、現在の家が手狭となるため自己住宅を建築したいとしており、近隣には商店や学校があり、交通の利便性もよく、居住関係が整っていることなどから、当該地を選定したとしております。譲渡人の事由は、遠方に住んでおり耕作が困難であるため、譲受人の申出により売却したいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、北側が宅地と道路で、東側、南側、西側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号2番、9番委員より、調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号6について、調査の結果を報告いたします。

4月23日午前8時30分より、指名調査委員2名と譲渡人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、医療センターかさまより北へ300メートルくらいのところにありました。原因は、贈与による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、結婚により自己用住宅を建設したい。譲渡人の申請理由は、娘夫婦が家を建てるため、所有権を移転したい。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響は、耕作地がないので、ありません。隣接状況は、東側宅地、南側畑、西側市道、北側市道。取水計画は市水道より、排水計画は、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理です。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7から9について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号7につきまして、調査の結果を説明いたします。

4月23日、調査委員2名により、譲受人の父親及び代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで、権利関係は贈与です。

申請地は、岩間支所前の道路を北に600メートル進んだところの交差点を、西に700メートル進んだ常磐線陸橋の近くのところです。譲受人の申請事由は、現在、実家に両親、兄弟と同居しており、独立した生活のため一戸建て住宅を建設したい。また、祖父母より農業指導を受けたいとのこと。譲渡人の申請事由は、孫である譲受人の要望に応えたいとのことです。

取水は市の上水道を利用し、排水は合併浄化槽による敷地内浸透、雨水も敷地内浸透で処理する計画です。また、敷地が傾斜地のため、一部土地を削ってならず計画で、土砂流出のないよう指導しました。

東側と西側は畑、南側は公衆用道路、北側は畑です。その畑地は、いずれも譲渡人所有地で、農地に影響ないようにすることです。資金計画は借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号8につきまして、調査の結果を説明いたします。

4月23日、調査委員2名により、譲渡人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は使用貸借です。

申請地は、国道355号線上郷入り口信号交差点から、県道南指原岩間停車場線を西へ300メートル程度進んだところを左に曲がり、300メートル入ったところです。譲受人の申請事由は、現在千葉県に在住しておりますが、将来的に親の面倒を見るために、以前より親の住居近くに移住することを考えており、去年、2人目の子供が生まれたので、これを機に親の住居近くに家を建てようと思いましたが、申請地は、親の住居とほぼ隣接する土地なので、ここを選びましたということ。譲渡人の申請事由は、譲受人の要望に応えたいというものです。

取水は市の上水道を引き込み、生活雑排水は、合併処理浄化槽を設置し、土壌拡散処理装置にて敷地内処理、雨水は浸透ますにて敷地内処理する計画です。東側は道路及び宅地、南側は道路、西側は休耕地、北側は宅地で、隣接地への日照、通風等、農地への影響はないものと考えられます。資金計画は借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号9につきまして、調査の結果を説明いたします。

4月23日、調査委員2名により、譲受人及び譲渡人の代理人立会いの上、現地を調査し

てきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、国道355号線上郷入り口交差点から、県道南指原岩間停車場線を西へ300メートル進んだところを左に曲がり、さらに南西方面に約1,500メートルほど進んだ山あいの随光寺川のところです。譲受人の申請事由は、現在、県内5か所に太陽光発電施設を設置しているが、さらに今回、同施設を造り、売電収入を将来の生活設計の足しにしようと考えたためというものです。譲渡人の申請事由は、耕作物は作ってなく、空き地にしても雑草等の管理が難しく、隣接の方に迷惑をかけないためにもと考えたためというものです。

設置に当たっては、周りをフェンスで囲み、雑草等は除草剤で防除、雨水は敷地内自然浸透の計画です。東側は道路、南側は既存の太陽光施設で雑種地、西側は畑及び道路、北側は雑種地で、隣接地への影響はないものと見てまいりました。資金計画は借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○13番（山口忠栄君） 調査番号10番につきまして、調査結果を御報告いたします。

4月23日に、指名調査委員と受人の代理人の渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線から六所神社先に十字路を南に向かい、1キロ行ったところの十字路を右に曲がり、400メートルぐらい行ったところの右側の土地でございます。受人の事由は、自己住宅建設のためです。渡人の事由は、子の要望によるものです。

取水は公共水道であります。雑排水については合併浄化槽です。計画面積は、形状、配置等から判断し、やむを得ない面積と考えます。雨水については、敷地内自然浸透でございます。隣接地への日照、通風、騒音の影響はないと見てまいりました。権利関係については、使用貸借することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○6番（柳橋 泰君） すみません。ひとつちょっと追加説明させてください。

○議長（永田良夫君） はい。

○6番（柳橋 泰君） 8番の案件の自己住宅の件ですけれども、面積が612平米となっております。500平米を超えると。ただ、現地を見てまいりまして、これは分筆してやると使い物にならない土地になっちゃうということで、これは仕方がないものかなということで見てまいりました。以上です。追加いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の1、4、6、7、8、10につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第4号 農地法第3条買受適格証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号1番につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る4月23日に、指名調査委員と申請人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請地、申請人については、議案書のとおりであります。

現地は、国道50号の才木地区から佐白山のつつじ山公園に入る道の山の中腹にある元労金研修センターくにみのあった場所です。現地は荒れた栗畑であり、何年も手を入れてなかったような状態の場所でした。事由は、競売の参加のための適格の申請であります。

作業従事者は2人、本人を含め父と書いてあります。また、申請人は、3年前より新規就農者として活動をしております。作業の状況から見て、作業できる状態であると思いません。

また、農機具の所有状態につきましては、トラクターが2台、軽トラ1台、耕運機2台。取得後としては、普通畑として作付をするということであり、資金計画については、自己資金ということであり、

以上の結果から、買受適格者として判断いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田14筆1万4,826平方メートル、畑8筆4,786平方メートル、再設定では、田4筆6,999平方メートル、畑2筆5,538平方メートル、合計28筆3万2,149平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書16、17ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページとなります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規が田15筆1万2,822平方メートルでございます。畑6筆2万2,285平方メートルです。再設定は、田、畑ともございません。合計21筆3万5,107平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書19ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号8について審議いたします。

審議が終了するまでの間、8番長谷川愛子委員、退場を願います。

暫時休憩いたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号8について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号8は、原案どおり決定されました。

それでは、8番長谷川愛子委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時32分休憩

午後2時32分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第6号、14から19について審議いたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号の14から19について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号14から19は、原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時33分休憩

午後2時33分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の7件を除く14件について、審議をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） 番号6、ちょっと質問というか確認なんですけれども、ここの中で9番から12番の借人が笠間市農業公社の案件なんですけれども、これは何を目的とした借受けなんです。担い手への土地を提供するとか何とか、その辺のところをちょっと確認したかったんですが。

○農業委員会事務局係長（廣瀬美和子君） 柳橋委員の御質問なんですけれども、市の農業公社において、公社自身が農地を借受けをして粟の栽培等を行っているんですね。多分こちらについても、その粟の栽培の耕作拡大、そういったものを目的としての借受けかと思えます

○6番（柳橋 泰君） 分かりました。すみません。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の7件を除く14件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の7件を除く14件については、原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案につきましては、20ページとなります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規が田14筆5万5,381平方メートル、畑35筆3万1,366平方メートル、再設定及び変更については、田、畑ともにございません。合計49筆8万6,747平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書21ページから23ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

○5番（伊藤孝洋君） 5番です。質問というより、ちょっと不明な、不明というか、●●というのは何を作付しているのか、作付品目をお伺いしたいと思ひまして。

○農業委員会事務局係長（廣瀬美和子君） 伊藤委員の御質問なんですけれども、こちらの●●さんというのは、先ほど18条第6項のほうで解約が出ておりました●●さんですかね、個人の方が借り受けてネギを耕作していたんですけれども、この方のお父様が農地所有適格法人を立ち上げまして、そちらの法人さんに農地の貸付けを、変更をかけて、引き続きネギの耕作を行っていくというふう聞いております。

○5番（伊藤孝洋君） 分かりました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、御説明申し上げます。

農業委員会は、行政委員会の一つであり、農業委員の皆様は非常勤特別職の公務員という身分であることから、法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえまして、笠間市農業委員会におきましても、職務遂行に当たって法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行ってはいかがかという案件でございます。

この決議につきましては、今までですと12月の定例総会で決議していただいておりますが、新たな委員さんもいることから4月に提案させていただきます。

議案書24ページを御覧ください。読み上げます。

笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 年 月 日

笠間市農業委員会 会長 永田良夫

以上が決議の内容となります。

委員の皆様におかれましては、決議内容に御賛同をいただき、この決議に沿って今後の農業委員会活動を実施していくことにつきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第4回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後2時43分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

3 番 委 員

4 番 委 員